

令和6年第3回教育委員会定例会

開会年月日 令和6年2月1日(木)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
同 委員 仲 山 英 之
同 委員 中 田 尚 代
同 委員 岡 田 行 雄
同 委員 森 山 瑞 江

議 題

1 議案

(1) 議案第5号 令和5年度練馬区登録文化財について

2 陳情

(1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕

(2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポル
ノ事件等に関する陳情書〔継続審議〕

3 協議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

(2) 令和5年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

① 練馬区立学校における働き方改革の取組について

② 令和5年度練馬区立学校「東京都統一体力テスト」の結果について

③ その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 11時28分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長

三 浦 康 彰

教育振興部教育総務課長

櫻 井 和 之

同 教育施策課長

枝 村 聡

同	学務課長	杉	山	賢	司
同	学校施設課長	柴	宮	深	
同	保健給食課長	唐	澤	貞	信
同	教育指導課長	山	本	浩	司
同	副参事	風	間	浩	也
同	学校教育支援センター所長	村	瀬	美	紀
同	光が丘図書館長	山	崎	直	子
こども家庭部長		関	口	和	幸
こども家庭部子育て支援課長		山	根	由	美子
同	こども施策企画課長	佐	藤	重	康
同	保育課長	清	水	輝	一
同	保育計画調整課長	山	口	裕	介
同	青少年課長	小	島	芳	一
同	子ども家庭支援センター所長	橋	本	健	太
地域文化部文化・生涯学習課長		渡	辺	洋	

教育長

ただいまから、令和6年第3回教育委員会定例会を開催する。
案件表に沿って進めさせていただく。
本日の案件は、議案1件、陳情2件、協議2件、報告事項2件である。

(1) 議案第5号 令和5年度練馬区登録文化財について

教育長

初めに、議案である。
議案第5号 令和5年度練馬区登録文化財についてである。
私どもの活動の根本の法律となっている地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条というのがあって、教育委員会の職務権限というのが列記されている。その中の第14項によって、文化財の保護に関することが教育委員会の職務権限とされていて、教育委員会が管理し、執行することとされている。練馬区においては、管理、執行についての権限は教育委員会であるが、区長部局がその事務を補助執行するという形を取っている。いわゆる区長部局に委任をしているという形式を取っている。
今回の議案は、昨年12月22日の令和5年第24回教育委員会定例会において練馬区文化財保護審議会へ諮問することとして報告をさせていただいた。この審議会から、先月、答申を頂戴したので、議案として本日提出をさせていただいている。
本日は、所管課長である地域文化部文化・生涯学習課長の渡辺課長にご出席をいただいている。
それでは、この議案について説明をお願いします。

文化・生涯学習課長

資料に基づき説明

教育長

ありがとう。
ただいまの説明について、ご質問等があればお願いします。
よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、ここでまとめたい。議案第5号については承認でよいか。

委員一同

はい。

教育長

議案第5号については承認とする。

それでは、文化・生涯学習課長、どうもありがとう。ご退席をお願いする。

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書〔継続審議〕
- (2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポルノ事件等に関する陳情書〔継続審議〕

教育長

続いて、陳情案件である。

令和4年陳情第1号について、本日新たな資料が提出されている。

資料の説明をお願いする。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

ただいま説明のあった件について、ご質問、ご意見等があったらお願いします。

仲山委員。

仲山委員

私の意見としては、ゲノム編集食品はやはり不安を抱いている人がいると思うので、安全か安全でないかは別として、とにかく不安を抱いている人がいることは想定されるので、使用しないのがよいと思う。

ただ、それを使用しないということを実効的に実行できるかということと、それから、もし使用しないと宣言してしまったときに不利益を被る人がいないのかという、その観点から考えておく必要があると思う。

実際使用しないということを実行できるかどうかだが、先ほどのご説明にもあったように、資料2の2ページの中段以降、ゲノム編集技術食品の中でも、遺伝子組換えに相当するようなものは、「遺伝子組換え」の表示が出るそうである。そうでない、届出でよいものは結局表示されないのので、学校給食の材料が目の前に納品されたときに、本当にこれがゲノム編集していないのかどうかは自分たちで調べるしかないわけである。私、それでどうやって調べるのかと思って、方法を調べてみたが、生産段階までは遡ることができる。どのぐらい時間がかかるかは別として遡ることができて、それで、このゲノム編集食品の登録品になっているかどうかは確認することができるだろう。だが、さらにその前段階、生産者の方がつくっているその種がどこから来たものかまでいったときに、実際、種を開発している業者というのは、外国からも種を取り入れて、それを通常の交配で、また品種改良するというようなこともやっ

ているらしい。ところが、外国から来た種というのは、例えばアメリカだと表示義務がないので、それがゲノム編集をしてつくった種かどうか分からない。そうすると、結局そこまでどっていても、今日の前にある食品、材料がゲノム編集したものがどうか分からないということになってしまう。例えばゲノム編集食品は使えないと言ったからといって意味があるのかということと、場合によっては混ざってきている可能性も否定できない。そういう意味で、ここは単純に書けばいいというものでもないなと思って、ここは議論が必要かなと思った。

それから、もう一点、不利益を被る人がいないのかという点だが、最近のニュースだと、アレルギー物質を含まない卵をゲノム編集技術で開発し、それが既に臨床試験の段階までいっていると。数年後の商品化を目指して今そういう段階にあるらしい。そう思ったときに、ある意味で悩んでいる、苦しんでいる子供にとってみると、それは朗報といってもいいのかな、全ての人がすぐ飛びつきはしないと思うが、それで卵が食べられるということになるわけである。そういう人たちのことを考えたときに、例えば練馬区はゲノム編集食品を使わないとか宣言してしまうのが果たしていいかどうか。それもやっぱり当事者も含めて議論を深めたほうがいいのではないかなと思った。

教育長

岡田委員。

岡田委員

私、少し勉強してきたが、ゲノム編集というのが3つのパターンに分けられていて、1つはゲノムの中の特定の遺伝子をカットする、ただカットするだけで済ませる。例えば人間にとって有害な作用を及ぼす遺伝子をカットして有害でなくする。それから、もう一つが遺伝子組換え、新しい形質のものを他の生物から入れる、これもゲノム編集の一個になる。もう一つが遺伝子をカットするが、カットする段階で、どうしてもカットだけで済まなくて、他の遺伝子がほかのカットした部分に入ってきてしまう、これもゲノム編集という、その3つの段階に分けられるそうである。

それで、先ほどいただいた別紙1の6に遺伝子組換え食品は使わないと、今私が申し上げたゲノム編集のパターンの一つである組換えをしないという、これについては、これですごくいいなと思う。心配なのは、カットした部分の中に他の形質の遺伝子がどうしても入ってしまうというおそれ、いわゆるゲノム編集にはそういう可能性があるという。

現実に厚生労働省と環境省で考え方が異なる。環境省のほうはカットした部分に少しでも他の遺伝子が入った場合、これは食品として環境的によくないということとで少し規制をする必要があるという見解。厚生労働省のほうは、これは自然界の中に出しても淘汰されるから使っていていいという。国の基準が2つ出てきているらしい。

長々とお話ししたが、結論的には、別紙1の6にも遺伝子組換え食品は使わないという、この立場は堅持しつつ、先ほどのご説明の中にあつた他4区の中の、内々的に使わないようにしてはどうかという、そういう考え方でいったほうがいいのではない

いか。仲山委員のお話を伺っていて、特定の効果のあるゲノム編集技術で多くの子供たちが助かっている、そういう状況が来るということであれば、完全に駄目だとは言わないほうがいいかなど。ただ、現段階で内々にそういうのを使わないようにしましょうという、そういう話にもっていったほうがいいのではないかと思います。

以上である。

教育長

ありがとう。ほかにないか。

中田委員。

中田委員

私も、この陳情案件で出てくるまで、ゲノム編集食品という言葉自体を知らない状態であった。なので、実際、ゲノム編集食品、どのくらいの人知っていてということ考えたときに、わざわざ言葉を出すことによって、それをまた調べる人も増えてくるのかなと思う。なので、今、岡田委員がおっしゃったような、ゲノム編集によって救われる子供たちがいるのかもしれないと考えたときに、やはりわざわざ言う必要もないのかなというふうに私も思った。

以上である。

教育長

ほかにあるか。

仲山委員。

仲山委員

この陳情の中に「遺伝子組み換えを含む遺伝子操作を行っていないもの」と明記することとあるが、先ほどの説明にあったように、従来の品質改良技術も実は遺伝子操作を行っているわけである。こちらの意図するようには行ってはいないが、ランダムに起こさせて、そこでいい品種だけを取り出すということをしているわけで、この表現をそのまま書いてしまうと、今まで使っている、いろんなジャガイモだとかお米だとかももう使えなくなってしまうということになるので、この表現は少し行き過ぎではないかと思う。

ただ、基本的な考え方としては、ゲノム編集食品は、現段階では基本方針としては使わないほうがいいのではないかと思います。

教育長

岡田委員。

岡田委員

今の仲山委員のお話の中で、資料2の四角囲みの陳情要旨のところだが、私も仲山委員と同じ意見である。遺伝子操作を行っていないものというのが、人為的になされ

たか自然で起こったかという、そもそも確認が不可能である。さっき申し上げたようにゲノムの一部をカットするわけだから、それが自然発生的になされたものか人為的になされたものかの確認が非常に難しいということで、これを果たして実効性のあるものとしてできるかは非常に難しいと思う。

また、遺伝子操作を行っていないとなったときに、いわゆる掛け合わせで新しい品種をつくるというと、これは遺伝子操作を行っていると思うが、それまでも含めていくとなると、結局食材としては非常に限定されたものになってくるし、これからも大きな影響が出てくると思うので、この表現ではちょっと採択は厳しいかなと思う。

以上である。

教育長

ありがとう。
仲山委員。

仲山委員

現状についてお伺いしたいが、アレルギーを持っている子供に対してはどのように対応しているのか。

保健給食課長

アレルギーをお持ちの子供については、その状況を詳しく説明していただいて、基本的にはそれを除去した給食を提供するというのが原則である。代替食とか、そういう対応は基本していないので、除去したものを提供する。これで全く対応ができないというケースの子もいるので、そうした場合には残念ながら一部をご自分で持ってきていただくか、全てを弁当の形でお持ちいただいているという子も、数は少ないがいます。

以上である。

仲山委員

そういういろんな対応の仕方があるようだが、何らかのアレルギーのためにそういう対応をしている子供たちというのは、割合としてはどのくらいいるか。

保健給食課長

全数をつかんでいないが、弁当を持ってきて給食を食していないという子が40人ほど区内にいると聞いている。

以上である。

教育長

様々なご意見を頂戴した。古来でいえば寒冷地に強いお米ということで、品種改良とかが始まった。これは大昔の話で、遺伝子の組換えというのは最先端の状態である。ただいま委員の皆様方からご意見があったように、もともと外国種のものについて種

まで遡ると決めたとしても、実効性を担保できるかということ、それから、仲山委員のおっしゃったように、例えばアレルギーのあるお子さんに、これは私も先週テレビで大学では研究をしているという話を見たが、アレルギー反応の起きない卵を開発する。そういうお子さんには、ある意味では福音ではないかと。その方途までを奪ってしまうことの是非がある。それから、小麦粉のアレルギーとか、牛乳のアレルギーとかでケーキが食べられないお子さんに、そうではないケーキ屋さんが出てきて、結構行列ができるようなケースもある。そういった意味では、この遺伝子組換えそのものの是非というのは、健康上好ましいとまで言えないにしても、そういうお子様たちにとってみると、非常にある意味でありがたい研究でもあるわけで、一概にそれを駄目ということを使うのもなかなか難しいかと思っている。

厚労省等においても、それから、環境省においても、岡田委員がおっしゃったように見解が微妙に違っているし、それから届出で済むものと調査をするものはジャンルとして分かれているというようなこともある。

そういった意味で、この段階で結論づけるというのはなかなか難しいことでもあるし、今後の研究等によってさらに解明される内容もあるかと思われるので、本件については現段階での判断をすることなく、今のところ継続といたしたいが、それにご異議はないか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、陳情第1号については、継続とさせていただきたい。

それから、もう一件の陳情があるが、その陳情については、現在のところ、新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日のところ、この別の陳情についても継続といたしたいが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の配置について〔継続審議〕
- (2) 令和5年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。継続審議中の協議2件についても、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたい、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

① 練馬区立学校における働き方改革の取組について

教育長

次に、教育長報告である。本日は2件のご報告をさせていただきます。
それでは、報告の①について説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの説明について、ご質問等があったらお願いします。
中田委員。

中田委員

このチラシはもうお配りしたということで、何か保護者の方からお問い合わせがあったのかお聞きしたい。あと、電話の応答が6時半から4時45分までになることについて。今、働いているお母さんは多いと思うが、それで学校と連絡が取れないときの対応といったときに、私が資料を見ただけでも感じたことだが、学校に伝えたいことが伝えられないことで不満がたまってこないのかなというのが、ちょっと心配に思った。

また、私も学校に連絡することが多いが、やっぱり連絡しようと思ったら仕事の後か自分のお昼の休憩時間しか連絡が取れなかったりする。地域の方が電話して連絡がつかないというときに、どうやって学校と連絡を取ったらいいのかなと思うと、地域の方に対して少し閉鎖的だなと感じた。

教育指導課長

保護者の方からのお問合せについてだが、このチラシが今多く配られていて、恐らくこの2月頭の学校だよりなどを配るタイミングでこれを知らされていることになると思う。正確にはどの程度配られているのかまだ把握できていないが、近日中に全ての学校で配られると予想している。

もう既に配られた学校の保護者から数は少ないが、こちらにお電話のお問合せがあった。例えば連絡できないと困るというようなお話もあった。その保護者の方がおっしゃるのは、例えば行方不明になったときはどうするのかというようなお話であ

ったので、そういった場合には、たとえ学校にご連絡いただいた場合であっても、結局は警察のほうにご相談するということになるので、直接警察のほうにご相談いただいたほうがというお話をしてお理解をいただいたところである。

委員のおっしゃるとおり、16時45分以降も、これまでは18時、19時と学校での対応が当然のように行われてきたが、勤務時間ということで考えれば、16時45分までの対応で区切らせていただくことをお願いしたいところではある。

一方、そういったご理解をいただきつつ、いきなり全て令和6年4月1日からやるというわけではなくて、試行期間というのを設けさせていただいた。今月の三連休明け、2月13日から試行的にまず始めさせてほしいと。2月13日から3月31日まで、その様子等を、どういった問題が起こったのかということを実際に進めながら、また必要な対応があれば、それについては検討させていただこうと思っている。

教育施策課長

私からも少し補足の説明をさせていただく。

私ども、各学校で、学校と保護者の方の間を結ぶ情報伝達サービスというものを新しく今年度取り入れた。各学校において、1月、また2月という中で、保護者の方にご登録いただきたいという手続を同時に進めている。このシステム、簡単に申し上げると、保護者の方がアプリをスマートフォンにダウンロードして、学校と保護者の間でLINEのようなやり取りができるものである。

教育指導課長からもお話があったが、学校のほうも電話を受けるために教員の負担がある。保護者の方も電話をかけるための負担がある。時間の制約もあるので。そういったところの負担軽減を図っていこうという趣旨である。

例えばスマートフォン等でやり取りをして、本当の緊急案件ということであれば、警察であったり、消防であったり、夜間に区役所にご連絡いただくことになる。ちょっとお話をしたい、相談をしたいということであれば、相談をする日程や、教員と保護者の方の都合のいい時間を調整した上で個別にご連絡をする、お電話をする、詳細な内容を伺うというようなやり取りをすることによって、教員のほうもいつかかってくるか分からない電話のためにずっと時間外まで残っているというような環境は改善できるのかなというところである。このシステムの使い方についても、始まったばかりなので、今後必要に応じて工夫であったり改善であったりということを考えていくことになると思う。

以上である。

中田委員

先生方の超過勤務を防ぐためにとても重要なことだと思うし、このチラシを見て、先生たちは4時45分までの勤務であるということを知る、保護者の方に多分改めて知らされるというのはすごく大事だと思った。それ以上に先生たちも働いていると知るためにはとても重要と思うし、保護者の方のやり取りが電話以外のことでできるのであれば、やはり保護者の方との負担も確かにはないと思うので、欠席等の連絡も電話以外でできるというのもとても必要なことだと思う。引き続き、チラシを配布

した後の様子を今後教えていただけたらと思うので、よろしく願います。

教育長

私からも少し質問させていただく。

この資料3-1、学校の電話応答メッセージについて、緊急時は区役所代表電話で対応するというのはどういう意味かということが1点。2点目に、電話応答メッセージは既に導入されていて、この作動時間を早めるということだが、最初に入れるときに、職員室にこうこうと電気がついているにもかかわらず電話が留守番電話になっていることについての、今までのご意見がどのようなものがあったかというのが2点目。

3点目だが、そういうときにかかってくる電話というのは緊急の場合はあるかもしれないが、通常どういう内容のお電話がかかってきたのか。この3点をお伺いする。

教育指導課長

区役所代表電話での対応というのは、土日、祝日、夜間、いつでも受け付けて学校が対応するというのではなく、基本的には代表電話経由で我々教育指導課のほうにつないでいただくという考えである。その中で、もし学校にどうしても伝えなければいけないということがあれば、私どもから学校にお伝えさせていただくということが可能である。

それから、留守番電話というか、自動のメッセージを設定した後、学校の明かりがついているといったことに関しての、特段の苦情というのはこれまで受けたことはない。ただ、学校に遅くまで残っている、いつまでも電気がついているということを心配されるという声は伺ったことがあった。

それから、緊急時の対応電話というのも、今、19時に設定しているものを早めたときにどんなことが想定されるかというのは、校長会ともかなり相談をさせていただいて、事例などもつかんでいたところである。多くは学校でのトラブルとか、学校へ今申し立てたいことであるとか、学校外での児童生徒同士のトラブルなどであった。これらについては翌日に学校で対応するということで対処できるのではないかと。それから、交通事故とか、不審者が出たとか、行方不明があったとか、そういったようなご報告も学校のほうにはある。こちらについては、例えば所管の警察とか消防のほうにご連絡いただくというところで、想定されるお電話に対してはこういった対応をしていけばよいのではないかなと考えている。

以上である。

教育長

緊急時の代表電話というのは、結果的に取る人は区役所で一括して取るが、時間によっては教育指導課に回ってくるということによろしいか。

教育指導課長

おっしゃるとおりである。

教育長

ありがとう。ほかにはないか。

岡田委員。

岡田委員

資料3-1の3番について。通知表の所見の記載の見直しということであるが、意味としては非常によく分かるが、私の経験としては、こちらのほうがむしろ大変かなと思ったのでお尋ねする。一番右下のところに、1学期および2学期は、直接子供や保護者の方に学習や生活の様子を伝えると。中学校は教科担任制なので全教科の情報を担当が把握して、それをお伝えするという。しかも30人前後の保護者の方、子供に伝えるということを考えると、かなり時間を要するかなと思うが、そこら辺が気になった。それについて教えていただきたいことが一つ。

それから、2つ目が、先ほどご説明いただいた参考資料の裏面の働き方改革の取組例、右上である。学校行事の精選など書いてあるが、内容はすごく分かるが、廃止とか統合とかということがずっと学校で行われると、その行事を経験した子供がいなくなる、また教員がいなくなることで復活がすごく大変である。学校行事というのは特別活動の中に位置づけられているので、安易な廃止とか統合というのはあまりやってほしくないなという気持ちがある。ここで生きる子供たちも当然いる。嫌がる子供たちもいるが、ここら辺の学校行事の精選などについても少し慎重に考えていただければありがたい。

働き方改革の全体的な取組としてはすごくありがたいなと思うが、やっていいことと悪いことという少し極端な言い方であるが、守っていただきたいことと、それからもっと取組を積極的にやっていただきたいことがあるので、そこら辺を慎重にやらなければいけないかなというのは私の気持ちである。そこら辺、どうお考えなのか教えていただければと思う。

以上である。

教育指導課長

まず、1点目の通知表の所見のことであるが、例えば1学期、2学期については、個人面談等で保護者や児童生徒に伝えるといったような説明をさせていただいている。所見の記載にどのぐらいの時間を費やすかは教員の経験年数などにもよるところはあるが、例えば若手教員だと1人当たり30分程度かかると想定した場合には、40人学級だとおよそ1学期当たり20時間ぐらい必要ということになる。この20時間をどのように使うか、実際に子供と話をしたい、子供と一緒に遊んだりとか、子供の作品やノートを見たりとか、授業の準備をしたりとか、様々な使い方ができると思う。所見の記載の代わりにそういったことで子供たちに還元することができるだろうと考えている。個人面談などで保護者や子供たちに伝えるといったところは、新たに個人面談をやってほしいということをお願いしているのではなく、既に多くの学校が1学期、または1学期と2学期に面談をやっているところである。その中で、今

回の通知表の所見がなくなったことを受けて、これまで以上に丁寧にお子さんの様子を説明していけるようにしていくことを学校には促している。

それから、2点目の学校行事の精選について。学校行事の精選は、ただ単純に大変だから午前だけにしようとか、競技の種類を減らそうとか、もしくはこの行事をなくそうといった趣旨ではない。例えば運動会の中でも、これまで運動会の練習に20時間ほど使ってきたと。本当にその20時間の練習は必要なのか、例えば行進の練習であったりとか、集合するだけの練習であったりとか、本当に子供たちにとって教育的な価値があったのかといったような見直しとか、運動会の種目などを見直していく中で、本当にそれぞれこの種目そのものの体育的な意味はどういうことなのかということ問い直していただきながら行事の精選をしていくといった趣旨である。なので、特別活動の中で子供たちに身につけさせていく力というのを改めて見直し、保護者や子供たちと協議などを重ねながら、そういった行事の精選を進めていくといったところである。午前中だけの運動会にしたということで、またその意図を学校のほうから積極的に伝えたことで保護者からの評価は非常に高かったと、逆にそういったような事例もある。

いずれにしても、むやみに働き方改革という名の下に、それだけを理由に積極的に廃止していく、統合していくといったものではない。あくまでも子供たちに与える教育価値というものを踏まえて、学校では取り組んでもらうようにしている。

以上である。

教育長

よろしいか。ほかにないか。

仲山委員。

仲山委員

資料3-2の一番右の、課題を踏まえた今後の取組というところの、(3)の中の一番上の項目で、学年内教科担任制の効果的活用の推進という、そのところについてお伺いしたい。現状どんな具合になっているかということと、それから、時間割編成上、どのくらいまで可能なのかということについてお伺いしたい。

教育指導課長

既に小学校の高学年を対象にした教科担任制というのは国及び東京都で推進しており、これを全校実施するためにはそれだけの教員を増やして学校に配置しなければならないので、現状ではモデル的に一部の学校で実施をしているところである。

東京都では、令和3年度から東京都全体で10校がモデル校となっている。令和5年度からさらに10校を増やして、現在20校が高学年を対象とした教科担任制、ここには理科や体育などの専科教員を1名加配として置いて実施をしているところである。本区においても豊玉小学校がモデル校となって、その取組を進めている。

一方、ここに書いている学年内教科担任制については、特に教員を増やさなくても、例えば6年生が1組、2組、3組と3学級あった場合には、1組の先生が3学級分の

体育を教える、2組の先生が3学級分の理科を教える、3組の先生が社会を教えるというように、いわゆる学年の中で一部を教科担任という形で教える、そういった取組が可能だということである。そのことによって、教員にとっては授業研究、一つの授業について準備をする時間が確保できるであるとか、その質が高まるとか、子供たちからすると質の高い授業を受けられるとか、いろんな先生から教えてもらえると、そういったメリットがある。

実際に、既に昨年度末の時点では小学校で16校ほど実施している。今年度はまたさらに少し増えているかとは思いますが、そういった取組を無理なく推進していければいいなと考えているところである。

以上である。

仲山委員

分かった。ありがとう。
もう一点よろしいか。

教育長

どうぞ。

仲山委員

資料3-2の真ん中だが、受験倍率の低下というのが一番下のほうにあるが、小学校と中・高共通のものを比較したときに、中・高共通の減り方が小学校の減り方比べて非常に急激であるが、その原因はどこにあると考えたらよいか。

教育指導課長

中学校も教科によってかなり倍率が違っていて、倍率が低くほぼ1倍に近いような教科もあるし、倍率が高い、4倍、5倍といった教科もあると伺っている。

なぜ中学校だけこれだけ大きく倍率が減少しているかについては、私もまだちょっと分析がはっきりとできていないが、受験者総数の低下が小学校に比べて中学校の教員のほうが大きいところではある。あと、小学校の場合は35人学級の導入とか、教科担任制などにより採用予定者数が増えてしまった分、受験倍率は下がったということと、積極的に、特に小学校は採用受験者を増やすといったところでいろんな制度を変えているところもあるが、1.1倍というような結果になったと伺っている。

以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

ほかにないか。よいか。

働き方改革は、教育指導課長からの説明があったとおり、国や東京都、それから練

馬区、3つで一緒にやらないといけない。私どものできるころはどうしてもこういう細部のところになるが、引き続き取り組んでいきたいと思う。
それでは、報告の①を終わる。

② 令和5年度練馬区立学校「東京都統一体力テスト」の結果について

教育長

②の説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

ただいまの取組についてご質問等があったらお願いします。
岡田委員。

岡田委員

資料の5ページのところについて。ご説明のあったグラフ、運動をもっとしたいという子供と、それから、体育の授業が楽しいという、そのグラフのところである。令和元年度のところで、全体的に、中2の男子以外は運動をもっとしたいという、前回の調査より増えているが、そこから急に下がってきた。

私は生涯スポーツの観点からいうと、今の体力もすごく大切ではあると思うが、運動に対する意欲というのをこの時期に持つことができればいいかなと思っている。この運動したいというのが最近急に下がったという、この原因が何であるかを知りたいと思うが、もしお分かりだったら教えていただきたい。それから、運動をもっとしたいというのは下がっているが、体育の授業が楽しいという、今、教育指導課長のご説明で、裏面のところで体育の授業のことを言及された。昨日、中田委員と中村中の体育の研究発表会に行って、すごく私にとっては目新しい指導で剣道を教えている姿があった。タブレットを使っているというのは、特別支援学級の子供もそうであるし、授業に参加した子供たちがみんなタブレットを使って剣道の技術のよしあしを自分で確認していた。驚いたのは、剣道で音楽をかけながら体育の授業が行われていた。いわゆる武道だと音楽というのは考えられないが、子供たちに合わせて楽しい体育の授業をやっているという、そういう姿を見て、体育の授業が楽しいという、このグラフがだんだん右肩上がりになっているが、これは学校の先生がすごく頑張っていることの表れだなとは受け止めた。

小学校の体育の授業、また拝見したいなと思ったが、だからこそ、運動をもっとしたいという回答の低下がすごく気になっている。ここのところをこれからぜひ変えていっていただければと思う。運動をもっとしたいと思っている子供たちが、運動できるようにしてあげたいと思うが、そこら辺はいかがか。

教育指導課長

令和元年度から令和3年度にかけて、新型コロナウイルスの感染症の影響で外に出ることができないということや、友達と運動を一緒にするという、体育の授業そのものに非常に制限があった。運動する場所や環境など一気に制限されたということがあり、このような意欲の減少につながっていると考えている。

一方、令和3年度以降は、全てではないが、やや上昇傾向にあり、令和4年度から令和5年度は、特にこのスポーツテストの実施が令和5年6月なので、まだまだ十分に全てがオープンになった状況ではなかったが、そういった傾向が見られるというのは感染症と非常に密接な関連があるだろうと考えている。

体育の授業が楽しいということについて評価が高かったというのは、非常に我々としては喜ばしいことである。体育の授業というのは、小学校1年生から中学校3年生が、おおよそ週当たり3回程度なので、その時間の中だけで十分な体力をつけるということは難しい。体育の授業をきっかけにいろんな体育をする楽しみとか喜びとか心地よさだとか、そういうものを味わいながら日常的な運動につなげていく、または生涯にわたるスポーツへの意欲につなげていくといったような目的がある。

昨日、中田委員、岡田委員に来ていただいた中村中学校の発表の中でも、タブレットを活用しながら自分たちの動きを確認したり、新たな目標を設定したりという中で運動に関する課題を解決していくという力をつけたり、また、外部人材を活用してラグビーのようなものをしたりとか、中中体操といって、一般的なラジオ体操のようなものではなく、学校オリジナルの運動のプログラムをつくって、音楽に合わせて様々な子供たちの課題に応じた運動ができるような、そんな取組を中村中学校ではしてきたところである。

従来のように教師が子供を一方向に教えるというものではなく、子供たちが創意工夫、主体的に運動に取り組むといったところで、それが大きく意欲のほうも今後つながっていくだろうと考えている。なので、生涯にわたる意欲を育むためには、やはり体育の授業をきちんと指導できる力を育てることが非常に大切だと考えている。

以上である。

教育長

よろしいか。

中田委員。

中田委員

私も昨日、中村中の研究発表会に参加したが、感想を合わせて伝えたい。

先ほどあった中中体操というのがありますが、WANIMAの「やってみよう」という曲に合わせて、ふだんからずっと準備運動として取り入れられているということで、楽しく音楽に合わせてやっていた。今までだと1、2、3、4の掛け声で体操をするというのが、音楽に合わせてやるのが今の子供たちに合っていると思った。

タブレットを活用するというのも、体育でタブレットを活用するというのが、そう

いう使い方があるのかと思った。自分がどういうふうに動いているかというのはなかなか見えないと思う。実際に自分の映像を見たときに、こんなに下手なのかとか、実際、客観的に見るというのはすごく大事だと思った。あと、竹刀を持って振り下ろすときの線をタブレットに描く。だから、曲がって下りていくとか、そういう角度まで見られるのがタブレットの良さだなと思った。

やはり楽しくやるというのがいかに大事かというのは、私は体育がすごく嫌だった。鉄棒とか、跳び箱とか全然できないので、昔でいう居残りチームで、できるまでやるみたいな感じであった。今はそういう感じではなくなってきていて、楽しくやれるというふうになって、先生が映像で見せてくださったのが、ホロスコープと言うのか、自分が跳び箱を跳べるイメージを見て、手をつく感じとか浮く感じとかを、イメージをまず見る。その後にはやるとイメージがついて跳べるということが、すごいと思った。イメージというのが大事だなと思った。なかなか体育の授業の研究発表会というのは数が少ないかなと思うが、それがほかの学校にも伝わっていくといいなと、タブレットの使い方も含めて楽しく子供たちができるといいなと。体育嫌いの私が思った。

以上である。

教育長

ありがとう。

岡田委員。

岡田委員

追加で意見を申し上げたいが、運動をもっとしたいという子供たちがこれだけ減っているわけである。日常の学校生活の中で、学校は多分やっていらっしゃると思うが、休み時間に校庭へ出て遊ぶとか、遊ぶ機会をもっともっと増やすように子供たちに呼びかけていただきたいと思う。

それから、これは質問だが、昨日の中村中のような、体育の授業というのは、小中学校で大体、一般的な体育授業の形なのか。それともまだ課題はあるのか。気持ちとしては中村中のような授業をやっていただきたいという気持ちである。

教育指導課長

一つ目の、様々な場面で運動する機会をというお話について。

体育の授業はもちろんであるが、学校の中で言えば、例えば休み時間に運動集会を増やしたり、一定の期間はみんなでマラソンに取り組もう、短縄跳びに取り組もうという、そういう期間を設けて、技能カードみたいなものにシールなどを貼りながら、自分のできない技に挑戦していくであるとか、また、ある学校では夏休み中にこういう運動に取り組んでいこうみたいな、自主的な課題を出して取り組ませたりとか、あとは休み時間そのものを何とか少しでも延ばせないかというような時間の工夫をして、その期間、遊べるような時間を少しでも確保できるように、そんな取組も各学校が日々進めているところである。

それから、体育の授業であるが、昨日の中村中学校のような授業と今おっしゃったのは、要は子供たちが主体となって、自分たち一人一人が課題を持ち、それを解決するための運動をグループごとにやる、そのようなイメージかなと思うが、全ての学校、全ての体育の授業でそういうものが行われているかという、なかなかそこまではいかない部分もあるが、少なくとも、この20年、この10年で体育の授業そのものが本当に大きく変わってきている。従来、私の頃の体育といえば、例えば跳び箱で、先生が一人、ピッピッピッと笛を吹いて、その指示に従って運動すると。5段跳べた、6段跳べた、その段を互いに競い合うだけのようなものとか、そんなものもあったかと思う。今はそれぞれが目標を設定する、それぞれが自己解決をしていく、そして教え合い、学び合いといったようなことを大切にするという考え方は、体育だけではなく、教科学習、学習そのものの全般の中で大分浸透しているところなので、そういったものが今後も一層推進できるように、教育委員会として取り組んでまいりたいと考えている。

以上である。

教育長

森山委員。

森山委員

5ページの(3)を見ると、何か学年で横ばいになっているなという印象がある。例えば運動が好きというところで、小学校5年生のところ、青い三角、その人たちが中学2年生になったときが点線である。そうすると、同じ学年、同じ人が、令和2年、3年、4年と経年で過ぎたときに中学2年生になっているのが令和4年である。小学校の男子が、平成30年の子が、令和4年になったら中学2年生になっているということだから、この青いところ、点線のところは横ばいであるが、この人たちがどうなったかというところを見ると、やっぱり下がっている。運動をもっとしたいということも、中学2年になったら下がっているということが見てとれると思うので、やっぱり体を動かすのは楽しい、体育は面白いというようなことをしてくれるとありがたい。コロナのこともあったかもしれないが、根本的にこの学年の人たちがどうなったかを見ると下がっているの、今後注意していただきたいと思う。

以上である。

教育指導課長

子供の発達段階に応じて、運動への意欲というのやはり傾向がある。学年が上がるとつれて運動が好きという割合は少しずつ減っていくというのが一般的な傾向である。運動離れ、二極化していく部分もあるが、こうやって全体で一元化して表していくと、総体的には少しずつ意欲が少なくなっていくという傾向はある。そういった意味では、二極化、要は運動しない子をいかに減らしていくかということはずごく大切なところなので、仮に部活動をしていないにしても、日常の中で運動できるような取組につなげていけるようなものを考えていくということが大事かと思う。

それから、特に中学校の女子生徒においては、なかなか運動が好きというところは回復していかなかったという状況が非常に懸念されているところである。これは調査結果の分析をしている大学の先生の一つの分析ではあるが、思春期の女子生徒さんは好き嫌いが極端に出してしまう傾向があると。コロナの影響で一旦運動から距離が空いてしまうと、なかなかそれを取り戻すことが難しいというようなお話もあった。そういったことも踏まえて、子供たちに運動の楽しさを味わわせていくというのは一つ大きな課題になっていくかなと考えている。

以上である。

教育長

よろしいか。ほかにはないか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、報告の②番を終了とさせていただきます。
当方でご用意した報告案件は以上である。

③ その他

教育長

事務局から何かあるか。

事務局

現在のところほかにはない。
以上である。

教育長

では、委員の皆様方から何かあるか。よろしいか。

委員一同

ない。

教育長

それでは、以上をもって第3回教育委員会定例会を終了する。